

種 別		供 用	滑 走 路 長 2,000 m 以 上	未 供 用
A	拠 点 空 港	28	28	0
①	会 社 管 理 空 港 ■	4	4	0
②	国 管 理 空 港 ●	19	19	0
③	特 定 地 方 管 理 空 港 ○	5	5	0
B	地 方 管 理 空 港 ▲	54	30	0
C	そ の 他 の 空 港 ★	7	1	0
D	共 用 空 港 ☆	8	7	0
合 计		97	66	0

A 「拠点空港」とは、次の①～③に掲げる空港をいう。（空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第4条第1項）

- ①「会社管理空港」とは、会社が設置し、及び管理する空港をいう。
 - ②「国管理空港」とは、国が設置し、及び管理する空港をいう。
 - ③「特定地方管理空港」とは、国が設置し、地方公共団体が管理する空港をいう。
 - B 「地方管理空港」とは、地方公共団体が設置し、及び管理する空港をいう。（法第5条第1項）
 - C 「その他の空港」とは、空港（法第2条）のうち、「拠点空港」、「地方管理空港」及び「公用用ヘリポート」を除く空港をいう。
 - D 「共用空港」とは、自衛隊等が設置し、及び管理する飛行場をいう。（法附則第2条第1項）

(注)

- *1 札文空港は、平成21年4月9日から令和8年3月31日まで供用を休止。
 - ・公用用ヘリポートは除く。
 - ・図中の 印は供用中の会社管理空港、国管理空港及び共用空港を示す。
 - ・空港名がゴシック体となっている空港は、滑走路長が2,000m以上であることを示す

空港分布図

令和8年1月1日現在

